

二つ橋スカイツリーレター No.29

二つ橋高等特別支援学校 連携支援担当

H25.1.21



あけましておめでとうございます。

昨年は、当通信をお読みいただき、ありがとうございました。

本年も皆様に様々な情報をお伝えできるように努めていきたいと思っております。よろしく
お願いいたします。



さて、平成24年4月に障害者自立支援法が一部改訂になり、関係諸機関がその役割を分担する上で、「身近な相談者」「一次相談機関」「二次相談機関」という呼び方を
する場合があります。今回は横浜市から出ているさまざまな資料を基に、具体的にどの
ような機関を指しているのかをご紹介します。



「身近な相談者」とは・・・

サービス提供事業者、通い慣れた施設の職員、学校の先生など地域で関わりがある
関係諸機関に携わっている方々のこと。

具体的な支援機関 ・ サービス提供事業所 ・ 通い慣れた施設 ・ 学校
・ グループホーム ・ 地域ケアプラザ ・ 地域作業所
・ 区社会福祉協議会 など

「一次相談機関」とは・・・

地域の相談専門機関として、さまざまな相談を受け止め、個別の支援を行うと共に、
自立支援協議会において、様々な課題を検討する機関のこと。

具体的な支援機関 ・ 地域活動ホーム ・ 就労支援センター
・ 生活支援センター ・ 横浜市総合リハビリテーションセンター
・ 地域療育センター ・ 区福祉保健センター
・ 児童相談所 など

「二次相談機関」とは・・・

身近な相談者、一次相談支援機関等と連携を図りながら、より専門的、個別的な相談
及び助言を行う機関のこと。

具体的な支援機関 ・ 障害者更生相談所 ・ 横浜市こころの健康相談センター
・ 横浜市総合保健医療センター
・ 横浜市総合リハビリテーションセンター
・ 横浜市発達障害者支援センター ・ 横浜療育医療センター など